

岩手大学図書館規則

平成 26 年 4 月 1 日 制 定
令和 2 年 10 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第 6 条の規定に基づき、岩手大学図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書その他の学術資料を収集管理し、岩手大学の教育及び学術研究の推進に資するとともに、社会の文化的・知的発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第 3 条 図書館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 学術情報・資料の収集、整理及び提供に関すること。
- 二 岩手大学で生み出された学術成果の蓄積・発信に関すること。
- 三 学術情報の活用のための支援システムの整備及び利用促進に関すること。
- 四 その他第 2 条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第 4 条 図書館に、次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 兼務教員
- 三 その他の職員（以下「図書館職員」という。）

(館長)

第 5 条 館長は、図書館全般の業務及び運営を統括する。

- 2 館長は、図書館を担当する理事、副学長又は岩手大学の専任教授のうちから学長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項の専任教授のうちから指名された館長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(兼務教員)

第 6 条 兼務教員は、図書館の業務を処理する。

- 2 兼務教員は、運営委員会が候補者を推薦し、館長の申請に基づき学長が任命する。
- 3 館長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。
- 4 兼務教員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館職員)

第7条 図書館職員は、図書館の業務に従事する。

(運営委員会)

第8条 図書館の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(庶務)

第9条 図書館の庶務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。